

Title	福沢諭吉と条約改正運動(その一) : 福沢諭吉と馬場辰猪
Sub Title	Yukichi Fukuzawa and treaty revise movement : Fukuzawa and T. Baba
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1986
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.79, No.4 (1986. 10) ,p.387(49)- 401(63)
JaLC DOI	10.14991/001.19861001-0049
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19861001-0049

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

福沢諭吉と条約改正運動(その一)

——福沢諭吉と馬場辰猪——

飯 田 鼎

- (1) 『文明論之概略』にあらわれた「不平等条約」の問題
- (2) 邦訳、馬場辰猪著『條約改正論』をめぐって
- (3) Tatsui Baba, *The Treaty between Japan and England*, London, 1876 の内容について

(1)

民族の独立と一国の文明について、福沢ほど熾烈な問題関心を抱き、これを理論化しようと苦闘した人は、数多い明治の思想家のなかでも稀である。森有礼も中江兆民も新島襄もそして内村鑑三も、西欧文明の日本の土壌への定着、その風土化に渾身の努力を払ったけれども、日本人民にとって、そもそも西欧文明とは一体何であるか、それにもまして、文明の意義そのものを問い、その本質を見極め、一国の独立と文明との関係について想いを凝らし、これを理論化しようとしたのは、福沢が唯一の人ではなかったか。⁽¹⁾ここに、福沢の啓蒙思想家としての偉大さがある。

森有礼は、福沢ともっとも親しい関係にあり、明六社の同人として封建的な社会制度や因襲を打破するのに努力し、同時に外交官としても、アメリカおよびイギリスにおいてめざましい活動をした。そして後には教育界において重きをなし、文部大臣となり、明治22年、憲法発布の日に暗殺され、悲運に斃れた。森は、思想家というよりは実践家であって、アメリカおよび西欧での体験が深く、ヨーロッパを肌で感じ、ヨーロッパの思想を身体で受けとめることのできた数少ない一人であった。彼にとって文明とは、思想や理念ではなく、まさにプラグマ (pragma) そのものであった。頭で考えるよりも実践にうつすことこそが急務であり、それゆえに、彼の文明論は、たとえば、ローマ字国語運動にみられるように性急にみえ、大衆の意表をつくものようであった。

薩摩藩英国留学生として、ヨーロッパ文明の衝撃を身をもって体得した彼は、福沢とはほぼ同時

注(1) これについてはおそらく、それぞれの研究者から異論が出るであろう。ひとつは、馬場、中江、植木、内村などの思想家は、福沢より、一世代若く、それゆえに、幕末の民族的国家的独立の危機と西欧文明の体験を統一的に理解することは困難であって、むしろ明治政権の保守的傾向と反動化が顕著になってきた明治10年代に思索的活動の時代に入ったため、圧迫される民権と強化される国権の対決が政治の中心的問題として扱われ、国権の他の一面、民族独立の視点が、ともすれば稀薄になっていったのではなからうか。そのなかでも、馬場辰猪は福沢の影響を強く受け、後にみるように民族独立の視点が明白である。なお、馬場辰猪については、古くは、安永悟郎『馬場辰猪』、1897年(明治30年)、東京堂、があるが、最近では萩原延壽『馬場辰猪』、中央公論社、1972年(昭和42年)が有益である。

代人であり、共通の西欧体験をもつものと思われるが、福沢とちがって、官に在っては日本の近代化のために、前近代的なものと格闘を一身を犠牲に供したと言っても過言ではない。その意味では、森の文明論は、官僚主導型文明論の先駆をなすものであって、おそらく彼には、アメリカのデモクラシーもイギリスの議会制民主主義も、ひとつの制度として扱われていたのであって、その根底にひそむ思想や理念と、日本の文明との整合性に苦闘するというよりは、すぐれた西欧の制度文物の導入こそが、国民のおくれた思想そのものを変革しようと考えていたようで、その立場は福沢⁽²⁾のように明確ではない。

福沢諭吉は、すでに『学問のすゝめ』において、「人の一身も一国も、天の道理に基て不羈自由なるものなれば、若し此一国の自由を妨げんとする者あらば、世界万国を敵とするも恐るゝに足らず」とのべ、その第三篇に至って、

第一条 独立の気力なき者は国を思ふこと深切ならず

第二条 内に居て独立の地位を得ざる者は外に在て外国人に接するときも亦独立の権義を伸るべしと能わず

第三条 独立の気力なき者は人に依頼して悪事を為すことあり

として、文明論の根底に強烈なナショナルリズムをひそませたことはよく知られている。個人の独立および平等の関係を、国家間における同等の権利および義務の問題として把握した福沢は、同時代人、森有礼より、はるかに具体的に且つ鮮明に、文明論と民族独立の理論を体系化したものとみることができる。

だが福沢は、一国独立の理念を高唱し、民権論とともに国権論を重視しつつも、日本と外国との関係が、いわゆる安政の不平等条約によって規定され、国権がいちじりしく制限されていることについては、明治初頭の時期にはほとんどふれるところがない。ただ人は、明治8年、『文明論之概略』が世に現われるに至って、その「卷之六」、第十章において、彼がこの問題にはじめて体系的に肉薄しているのを知る。

然るに外国人の我国に来て通商を始めしより以来、其条約書の面には彼我同等の明文あるも、交際の実地に就て之を見れば決して然らず。社友小幡君の著述、民間雑誌第八編に云へることあり。前略、米国の我国に通信を開くや、水師提督「ペルリ」をして一隊の軍艦を率ひて我内海に慕入せしめ、我に強るに通信交易の事を以てし、而して其口実とする所は、同じく天を戴き同じく地を踏て共に是れ四海の兄弟なり、然るに独り人を拒絶して相客れざるものは天の罪人なれば、仮令ひ之と戦ふも通信貿易を開かざる可らずとの趣意なり。何ぞ其言の美にして其事の醜なるや。言行齟齬するの甚しきものと云ふ可し。此際の形容を除て其事実のみを直言す

注(2) 森有礼については、大久保利謙編『森有礼全集』、全3巻、至文堂、1980年、が貴重である。林竹二『森有礼』、筑摩書房、1981年、も興味深い。

れば、我と商売せざる者は之を殺すと云ふに過ぎず。

条約の体裁から離れたその内実をみれば、安政の条約はすなわち脅迫にはかならないといふのである。

今試に都下の景況を見よ。馬に騎し車に乗て意気揚々、人を避けしむる者は、多くは是れ洋外の人なり。偶たまま邏卒なり行人なり、或は御者車夫の徒なり、之と口論を生ずることあれば、洋人は傍に人なきが如く、手以て打ち足以て蹴るも、怯弱卑屈の人民これに應ずるの氣力なく、外人如何ともす可らずとて、怒を吞て訴訟の庭に往かざる者も亦(3)少なからず。

この認識は、1862（文久2）年福沢が文久遣欧使節の一員としてヨーロッパに赴く途上、香港においてイギリス人が傍若無人であるのを眼のあたり見て、清国人のあまりにも卑屈な態度を慨嘆したことを想起しているのであろう。ヨーロッパ人の傲慢にたいして日本人の「怯弱卑屈」を憤っている様が窮われる。しかし不平等条約を憤るつぎの一節は、小幡篤次郎の文章を借りているが、とくに注目する必要がある。

或は商売取引等の事に付き之を訴ることあるも、五港の地に行て結局彼国人の裁判に決するの勢なれば、果して其冤を伸る能はず、是を以て人々相語て云く、寧ろ訴て冤を重ねんより、若かず怒を吞むの易きにとて、其状恰も弱少の新婦が老悍の姑側に在るが如し。外人は既に斯の如き勢力を蓄へ、又財貨饒なる国より財貨乏しき国に来て其費用する所多きがため、利に走るの徒は皆争て之に媚を献じ、以て其囊中を満たさんとす。故に外人の到る所は温泉場も宿駅も茶亭も酒店も一種軽薄の人情を醸成し、事理の曲直を顧みずして錢の多寡を問ひ、既に傍若無人なる外人をして益其妄慢を逞ふせしむるが如きは、一見以て厭悪するに堪へたりと。(4)

日本人の奴隸的ともみえる態度、金錢のためならばどんな屈辱的なことをも忍ぶというような姿勢にたいして、我慢のならないものを感じたのであろう。ただ、不平等条約といつてもその内容は複雑で、「此他外国人との交際に付ては、居留地の関係あり、内地旅行の関係あり、外人雇入の関係あり、出入港税の関係あり。此諸件に付き、仮令ひ表向は各国対立彼我同権の体裁あるも、其実は同等同権の旨を尽したりと云ふ可らず、外国に対して既に同権の旨を失ひ、之に注意する者あらざれば、我國民の品行は日に卑屈に赴かざるを得ざるなり」と慨嘆しながらも、どうすればよいか、民権論者は、人民の権利は主張するけれども、外国にたいする日本の国権を力説する人の少ないのは何故であるか、福沢の自由民権論批判の大きな拠りどころは、国権論を国家間におし及ぼすことであり、結局のところ不平等の条約の改正要求とならざるをえない。

近来は世上に人民同権の説を唱る者多く、或は華士族の名称をも廃して全国に同権の趣旨を明にし、以て人民の品行を興起して其卑屈の旧習を一掃せざる可らずと云ふ者あり。其議論雄

注（3） 福沢諭吉『文明論之概略』、岩波文庫版、1977年、245頁。

（4） 前掲書、246頁。

爽、人をして快然たらしむと雖ども、独り外国の交際に就ては此同権の説を唱る者少なきは何ぞや。華士族と云ひ平民と云ふも、等しく日本国内の人民なり。然るも其間に権力の不平均あれば、尚且これを害なりとして平等の地位に置かんことを勉めり。然るに今利害を別にし、人情を異にし、言語風俗、面色骨格に至るまでも相同じからざる、此万里外の外国人に対して、⁽⁵⁾権力の不平均を患へざるは抑も亦何の由縁なるや。咄々怪事と云ふ可し。

福沢が、民権とともに国権を唱え、人民の間の平等の重要性とならんで、国家と国家との間の同等の権利の緊急であることを主張したことは卓見というべきであろう。フランス民権論の影響を受け、「東洋のルソー」と呼ばれ、自由民権運動そのものを動かした中江兆民の如きも、ここでは福沢の批判の対象だったのではなからうか。自由民権運動の理論的指導者、中江兆民、植木枝盛そして福沢の愛弟子馬場辰猪等にたいする批判は、第一は、「世に同権の説を唱る者、其論説に就き未だ深切なる場合に至らざること」であり、第二は、「外国の交際日浅くして、未だ其害の大なるものを見ざること」であった。要するに福沢の眼をもってすれば、これら年少気鋭の民権論者も、幕末どのような辛酸にみちみちた恐るべき時代であったかを、体験として識っていない。「其論説に就き未だ深切なる場合に至らず」というのは、書くことが、現実ばなれして甘い、ということであろう。

年若い中江兆民は、明治4(1871)年、岩倉使節団の一行に便乗して、ヨーロッパ留学の途に上り、後にフランス革命の思想に影響され、自由民権運動の理論的指導者となったが、危機迫る幕末の息づまるような雰囲気のなかで、白刃をくぐって活動したわけではない。馬場辰猪や植木枝盛にしても、とくに前者は福沢の強い影響下にあり、土佐藩からイギリスに派遣され、イギリス議会政治を深く心に刻む機会があったけれども、幸か不幸か幕末維新の政治的変革に身を挺して働くというチャンスは与えられなかった。植木も福沢を尊敬し、明治8年、演説館が設けられ、ここで行われる演説会に欠かさず出席し、福沢の思想から多大の影響を受けたことは十分に考えられよう。しかし植木は外国語が不得手なため、その自由民権思想の多くは、邦訳もしくは翻案と称せられた一種の外国書の紹介などを手引きとしていたことなどからすれば、自由民権思想に、革命的な性格のみを見出そうとする姿勢に、福沢が批判的であり、植木もまた福沢から離れるに至ったのもやむをえないものがあつた。⁽⁶⁾

馬場辰猪は、福沢の門下生として、民権論に深入りする以前に、すでに外国交際の難しさを理解していたひとりであった。福沢は、この『文明論之概略』において国家間の国権を主張するなかで、馬場の見識の鋭さを評価するのだが、民権——福沢はこの時点では、人民同権とも云っているが——の説を唱うる者の多くが「此万里外の外国人に対して、権力の不平均を患へざる」不可思議さにつ

注(5) 前掲書、246～247頁。

(6) 植木については、家永三郎『植木枝盛』、岩波書店、1960(昭和35)年が古典的研究である。

福沢諭吉と条約改正運動（その一）

いての二箇条のうち、一箇条については、馬場辰猪の、かつてロンドンに在住したときの報告を引用し、イギリスの印度統治がいかに巧妙且つ狡猾であるか、をつぎのように力説している。「英人が東印度の地方を支配するに其処置の無情残酷なる実に云ふに忍びざるものあり」とし、その一例として、インド人の間から人材を登用する機会をあげ、「土人——この場合、インド人を意味するが、現地人ということで、後にこの言葉は差別的な意味に使われたが、ここでは福沢はそのような視点から使ったのではない。あくまでもイギリス人にたいして区別してインド人を土人と呼んだものであろう……引用者——は十八歳の年齢に及ぶまでに、先づ自国の学問を終り兼て英学を勉強して、其英学の力を以て英人と相対し、英人の右に出るに非ざれば及第するを得ず」。丁度現代の日本人も、一廉の人物となるためには、外国語の修得が必須であるのにやや似ているが、事態は、インド人にとっては徹底的に酷薄である。1年おくれで19歳になってしまえば受験資格は失われて失格、但し18歳にしてそのインド人青年が印度政庁の役人志願に適格と判断されれば、万里の波濤を超えて英京ロンドンに赴かなければならない。そのためには莫大な費用を必要とし、余程の資産家でもない限り不可能である。「或は稀に奮発する者ありて旅費を抛ち、『ロンドン』に行て吟味を受るも、不幸にして落第すれば徒に家産を破るのみ。其不便利なること譬へんに物なし。英の暴政、妙を得たりと云ふ可し」⁽⁷⁾。このほかに裁判制度において、裁判官や検事あるいは陪審員はすべてイギリス人で、「印度の政府にて裁判するに、参坐の者は土人を用ひず、必ず英人に限るを法とす」⁽⁸⁾という状況で、この一節は、福沢は日本における不平等条約、いわゆる安政の条約の規定、治外法権を想い出しているのかもしれない。ともかく、このようなイギリス人によるインドの植民地支配についての知識を、以下のように馬場辰猪の報告に依拠しているとのべている。

近来「ロンドン」にて数名の学者、私に社を結て印度の有様を改革せんとて尽力する者あり。前条の愁訴は千八百七十四年の春、或る印度人より此社へ呈したる書中に記せしものなりとて、余が旧友、當時在「ロンドン」馬場辰猪君の報告なり。馬場氏は現に此会社にも出席して親しく其事情を聞見し、此類の事は枚挙に⁽⁹⁾違あらずと云ふ。

福沢の脳裡にはいうまでもなく、条約改正のことが浮んだであらう。しかしときは明治8年である。岩倉使節団もこのことに失敗し、到底その時期ではない。とすればどうすべきか。外国人に軽侮されることのないような文明の国、独立の民に、日本の国が生成発展する以外にはない。福沢の言葉をもってすれば、日本は未だ半開の国である。この半開の状態を脱して、文明の段階に達するには、ただ条約を改正すればよいというほど単純なものではない。日本人は外国人との交際において、何故に、かくも無関心であるのか。明治8年まで開国以来20年を閲したが、横浜、神戸外三港、外国人との交易港として発展したにもかかわらず、これに利害関係を持ち、治外法権についての実

注(7) 福沢諭吉、『文明論之概略』、250頁。

(8) 前掲書、250頁。

(9) 前掲書、251頁。

際的な知識をもつ者はきわめて乏しい。開国後日も浅い日本人にとってもっとも大きな難問は外国交際のことである。福沢の眼を以てすれば、ヨーロッパ人は、文明の名において、西欧文明とは異質のすべての文化を破壊するおそるべき種族にはかならなかった。「抑も外人の我国に来るは日尚浅し。且今日に至るまで我に著しき大害を加へて我面目を奪ふたこともあらざれば、人民の心に感ずるもの少なしと雖ども、苟も国を憂るの赤心あらん者は、聞見を博くして世界古今の事跡を察せざる可からず」というのは、近代史の歩みが、西欧人によるアジア、アフリカ侵略の歴史であり、「ペルシャは如何ん、印度は如何ん、^{しきむ}暹羅は如何ん、^{るそんじやわ}呂宋瓜哇は如何ん。」そして「サンドウィッチ」島(ハワイ諸島)、はどうなったか、みなヨーロッパ列強の植民地となったのではないか。アメリカ合衆国の成立もまた、原住民たるインディアンがヨーロッパ人によって駆逐された結果であり、「故に今の亜米利加の文明は白人の文明なり、亜米利加の文明と云ふ可らず」という彼の状況把握には、ほとんど憤りに近い感情の爆発がみられるのである。このようにして考えれば、福沢のつぎのような憂いも、にわかに現実感を帯びてくるであろう。

支那の如きは国土も洪大なれば、未だ其内地に入込むを得ずして、……欧人の触るゝ所は恰も土地の生力を絶ち、草も木も其成長を^{とぎ}遂ること能はず。甚しきは其人種を^{つぐ}殲すに至るものあり。是等の事跡を明にして、我日本も東洋の一国たるを知らば、仮令ひ今日に至るまで外国交際に付き甚しき害を蒙ることなきも、後日の禍は恐れざる可らず。⁽¹⁰⁾

以上の福沢の言葉をもってわれわれは、彼を国権論者、排外主義者と呼ぶことが正鵠を射ているといえるであろうか。彼は冷然として、人と人との交際には、道理に基づく平等にして互惠の親愛の⁽¹¹⁾関係が成立するかもしれないが、「各国の交際と人々の私交とは全く趣を異にするもの」であり、内に民権を叫んでいるうちに、外から、外国勢力によって国の基本的権利が蹂躪される恐れなしとしない。「然るに東西懸隔、殊域の外国人に対して、其交際に天地の公道を頼にすると果して何の心ぞや。迂闊も亦甚し」。もし国家間に天地公道の理が都合よく妥当するものならば、恰もわが国が幕藩体制を廃止したように、理論上世界中の各国政府を廃することができなければならない。しかしそのようなことは到底不可能で、「若し夫れ果して然らば、先づ世界中の政府を廃すること我旧藩を廃したるが如くせざる可らず。学者こゝに見込あるや。若し其見込なくば、世界中に国を立てゝ政府のあらん限りは、其国民の私情を除くの術ある可らず。其私情を除く可きの術あらざれば、我も亦これに接するに私情を以てせざる可らず。即是れ偏頗心と報国心と異名同実なる所以なり」。⁽¹²⁾

「偏頗心と愛国心」とが、異名同実であることを福沢がここで指摘しているのは興味深い。偏頗心とは、おそらく排外主義のことであろう。注目すべきことは、彼は、「外国交際は我国の一大難

注(10) 前掲書、253頁。

(11) 前掲書、255頁。

(12) 前掲書、255頁。

病」と喝破し、「一片の本心に於て私有をも生命をも抛つ可き場所とは正に外国交際の此場所なり」と述べながら、無用な排外主義はこれを拒否し、とくに愛国主義の名において大艦巨砲を整えるのに吸々たることにたいしては、以下に引用するようにきびしく批判的である。

英に千艘の軍艦あるは、唯軍艦のみ千艘を所持するに非ず、千の軍艦あれば万の商売船もあらん、万の商売船あれば十万人の航海者もあらん、航海者を作るには学問もなかる可らず、学者も多く商人も多く、法律も整ひ商売も繁昌し、人間交際の事物具足して、恰も千艘の軍艦に相応す可き有様に至て、始て千艘の軍艦ある可きなり。……

武力偏重なる国に於ては、動もすれば前後の勘弁もなくして、妄に兵備に錢を費し、借金のために自から国を倒すものなきに非ず。蓋し巨艦大砲は以て巨艦大砲の敵に敵す可くして、借金⁽¹³⁾の敵には敵す可らざるなり。

日清戦争が不可避と判断されるようになった明治20年代に至って、福沢の論調はようやく富国強兵論に転化するが、明治8年の段階では、彼は文明の独立国にして、軍事小国を目指していたといえよう。そして結論的に、文明と独立との関係を基軸として、独立を保つためには何をすればよいか、を考える。「内外の区別を明にして我本国の独立を保つことなり。而して此独立を保つのは文明の外に求む可らず。今の日本国人を文明に進るは此国の独立を保たんがためのみ。故に、国の独立は目的なり、国民の文明は此目的に達するの術なり⁽¹⁴⁾」。福沢は、当時の他の誰よりも、国の独立に深い関心と憂慮を抱いていた。「独立と云ふも文明と云ふも、共に区別なきが如くなれども、独立の文字を用れば、事の想像に一層の限界を明にして、了解を易くするの便あり」とのべているように、福沢の胸中には、文明はすなわち独立という方程式が成立していた。そのことはたとえば言葉を替えて次第におこりつつあった民権論と比較し、「民権興起の粗暴論は立君治国のために大に害あるが如くなれども、人民卑屈の旧悪習を一掃するの術に用れば亦甚だ便利なり」とのべているのとも一致しよう。

ともあれ、このように一身の独立と一国の独立を文明論の基柢に把えたとするならば、福沢が、独立国の面目を大いに傷つけているはずの治外法権の問題、いわゆる安政の不平等条約について無関心でありえなかったことは言うまでもない。だがこの問題について、この『文明論之概略』の時点では必ずしも具体的にふれるところがないのはどうしたことであろうか。丁度この時、福沢の愛弟子馬場辰猪は、この問題について英文で重要な一書を著す。「日本とイギリスとの間の条約」これである。

注(13) 前掲書、258頁。

(14) 前掲書、258～259頁。

(2)

『日英条約』(The Treaty between Japan and England, London, 1876)と題するパンフレットは、わずか28ページから成る小冊子である。Trübner and Co. という名称から想像すると、ロンドンにおけるドイツ系の出版社かも知れぬが、詳細は明らかではない。全文一章の構成で、節には分れていないが、書物の題字の真下に、フランシス・ベーコンのつぎのような文章が掲げられているのが印象的である。

(おおスパルタ人よ) われわれをして、あなた方とも親和の絆に結びつけ、それによって平和と安定の機会となるものがひとつある。もしあなた方がそれを明らかにしたいと望むならば、それはつぎのようなことである。つまり、かりそめにもあなた方がわれわれに危害を加えることなく、しかもあなた方から、そのように振舞うための手段を奪うようなものを、あなた方自身がつくり出し、それをわれわれの手のなかにおくことです。

——ベーコン卿——三途の川かそれとも同盟か、古代人の知恵から——

最初の条約が、將軍すなわち大君(Tycoon)——彼はヨーロッパ人によく知られていたのだが——と英国政府との間に、外国交易のために長崎および函館を開港することに関して締結されたのは、1854年10月のことであった。⁽¹⁵⁾

以上のような冒頭の文言で始まる馬場の筆致は、開国以来、商業および日本在住英国人にたいする裁判権等が、イギリスにたいする多くの譲歩を伴うものであり、従ってそれは、言うも悲しいことであるが、ひとり日本の福祉にとって有害であるばかりでなく、日英両国との間の友好的感情をも損うものであることを強調することによって、この後に展開されるであろう主題を暗示している。この文章はいうまでもなく、当時、極東の一小国であった日本、そしてこれとは対照的に、世界至るところに植民地を保有し、「日の没するところなし」と豪語したイギリス人に、日本とはどのような国であるかを、まずもって知らしめることから始めている。

すなわち、維新の変革がおこったとき、それまで政治の実権を掌握していた大君と天皇、すなわち御門(Mikado)、そのいずれが正統政府を代表するものであるか、在日外国人は最初戸惑った。しかしやがて、「大抵のヨーロッパ人は、つぎのことを確信するに至った。すなわち、將軍は、その国民の正統な王朝(the rightful monarch of the nation)ではなくて、日本国天皇すなわち御門の下での総司令官(a commodore-in-chief)であり、当初は、われわれの天皇権威の下で軍隊を指揮する一司令官にすぎなかったのであるが、後に次第にその権威を奪い、適法上の政府(the government

注(15) Tatsui Baba, The Treaty between Japan and England, London, 1876, p. 3.

de jure) を無視して事実上の政府 (a government de facto) をつくり上げたのであった⁽¹⁶⁾。

馬場は以上のように幕藩体制をつくり上げた経緯を説明するとともに、家康によってその権力的基礎が固められた徳川幕府の大名支配の政策が、將軍の家族と密接に結びついた譜代および親藩以外、他のいかなる勢力のある大名の場合でも幕政に参画することを許さず、これから排除されたため、日本国民全体が政治から疎外される状況にあったために、当然、こうした大藩は幕府の政策に満足せず、また長い間にわたって国民のうちに醸成された敵対的感情を完全には抑止することはできなかつた⁽¹⁷⁾、という。

ここまで読んできて、私は、馬場の英文がその表現の芳醇、語彙の豊饒に感動した。明治初年に、これだけの英文をものにしえた馬場辰猪の学殖と人格に敬服する。尤もこの当時、日本人には国際的に通用しうる英文を書いた人として、たとえば、新島襄、内村鑑三、そして後に新渡戸稲造等が思い浮かぶが、それにしても、馬場辰猪原校閲、山本忠禮、明石兵太共訳、『条約改正論』全、版權認可、大阪興文館蔵版、と題するこの訳書の、訳文の拙劣なこと、文章の意味を正しく把握せず、きわめてルーズに訳していることには驚倒せざるをえない。しかし誤訳や行き過ぎた意訳もこの際眼をつむろう。しかし宥すことのできないのは、かなりの部分、それも重要と思われる文章が脱落していることである。その意味では、この馬場の *The Treaty between Japan and England, London, 1876年*、の上記邦訳は悪訳である以上に良心的でない作業といわなければならない。

しかしながら、それにしても奇異な感情に打たれずにはいられないのは、吉野作造を中心とする明治文化研究会が編者となって、昭和3年に発刊されたこの明治文化全集『外交編』のなかに、このような杜撰な翻訳が収められ、その責任を問われることもなく、しかも原著者全校閲とされていることであり、もしそうだとすれば、著者馬場辰猪にも大きな責任があるのではないかと考えた。原著が、明治憲政史上高名な思想家の作であるとすれば、この「不出来な」というか、むしろ「無責任な」訳が今もまかり通り、その道の専門家と称せられる人々がこれを信頼して、馬場の発言であると疑わないとすれば、訳者の責任は重大であるし、明治政治史研究に不可欠ともいうべき『明治文化全集』の史的な価値をいじめるしく損うものといわなければならない。明治思想史の研究者たちは、果してこのことに気付いているのであろうか。寡聞にして筆者は知らない、しかしそれはともかく、山本忠禮、明石兵太共訳になるこの邦訳について、それによって馬場辰猪の思想そのものよりも、翻訳上の技術的な誤謬を問題にしなければならぬのは残念というほかはない。若干の例をあげよう。冒頭の一節は、すでに引用したところであり、この部分は、「我カ徳川政府ト最初政府トノ間ニ条約ヲ完結シテ以テ貿易ノ市場トセンガ為メニ長崎函館ノ二港ヲ開キシハ実ニ一千八百五十四年十月ナリトス」とあり、ここでは、「將軍すなわち大君——彼はヨーロッパ人によって

注 (16) Ibid., pp. 3~4.

(17) Ibid., pp. 4~5.

よく知られていたのだが——の政府」という部分 (the government of the Shogun or Tycoon, as he was known by Europeans) の個所は欠けているが、それでも意味は通ずるからよいとしても、つぎの文章の邦訳は到底納得しがたい。原文をつぎに掲げよう。

Stipulations and Conventions about commerce, jurisdiction over the English subjects in Japan, Etc., were signed by the Government which then existed in our country, and many concessions were made to the English people, which, I deeply regret to say, are detrimental not only to the welfare of our country, but also to the existence of a friendly feeling between the two nations.

この原文にたいして、つぎのような訳が付せられている。

此ノ時ニ当ッテ我日本ニ設立セル徳川政府ハ頗ル柔弱卑屈ニシテ且ツ社会ノ大勢ヲ看破スルノ識見ニ乏シカリシカハ素ヨリ外交上ノ利害得失ヲ判断スルノ明ナキナリ。故ニ商業上ノ事ニ関シテ或ハ我日本ニ在留セル英国人ヲ処分スルニ至ッテモ意外ノ殊例ヲ彼ニ与ヘタリ。而シテ其特令ハ重モニ我日本國ノ利益幸福ヲ犠牲ニ供セシモノナレハ、両國ノ間ニ成立ス可キ親和ノ基礎モ業ニ已ニ此ノ時ニ当ッテ消滅ニ属シタリ。⁽¹⁸⁾

不可思議なのは、この部分の訳の最初の書き出し、「此ノ時ニ当ッテ我日本ニ……社会ノ大勢ヲ看破スルノ識見ニ乏シカリシカハ」、これに当る英文を、われわれは原文のどこにも見出すことができない。周知の如く、意識とは、原文の邦訳にあたって、その意味を読者によりよく理解させるために、訳者の責任において行う一種の技術であるが、原文に影も形もないものを、どのようにして訳したのであろうか。勝手に訳者の意見を書き添えたものであるとすれば、それはもはや翻訳ということではできない。このような箇所が続出し、枚挙に遑なしの状態であるとすれば、『明治文化全集』の権威は一体どこへ行ってしまったのであろうか。迷訳に戸惑いながら、さらに先を読んで行くと、かなり長い部分の脱落、あるいは削除につき当る。問題は、つぎに掲げるかなり長い原文をまったく無視して、切り捨てたのか、それとも忘却したのか、その理由は明らかではないが、一節の段落からではなく、節の途中から30行近くも脱落させて、訳していないのは、一体どうしたことであらうか。ともあれ以下の文章である。

From of the beginning of the present century, or about 1804, many signs of discontent were manifested by the Japanese people, and the acts of the government were criticised, not openly perhaps, but secretly. This is evinced in the popular works written by the distinguished men of that time, amongst whom I may mention Bakin and Tanehiko. They wrote principally works of fiction or romance, but throughout their works we find some strong attacks on the state secrets of the govern-

注(18) 『明治文化全集』、第十二巻、「外交篇」331頁。

ment, Tanehiko's celebrated work is the life of a young prince, and the state of his court, in which he described the secrets of the Shogun's courts ; and Bakin wrote many novels, some historical, and others about fictions adventures, but the most celebrated of his works is the "Tale of a Dream," in which a certain man dreams of travelling through different countries, and describes the condition of those countries which he visited in his dream, and most of these descriptions are allusions to the existing social and political evils of that time.

This clearly shows that the people of Japan was expressing their feeling of discontent against the government under which they lived, long before the revolution, and this is one of the social phenomena which may be interpreted as the expression of a gradually-forming public sentiment against the established authority. This fact was very ably brought forward by Mr. U. Fukuzawa, one of the distinguished and popular writers in Japan, in his work called "Bun mei ron" (Dissertation on Civilization), in which he remarks this discontent is one of the main causes of the recent revolution in Japan.⁽¹⁹⁾

実に長い文章が省略あるいは脱落させられつつあるのは、この内容がさして重要ではないと考えたためであろうか。仮にそうだとすると、勝手にこれを削除することは、著者の意図に反するのみならず、学問的な価値を損うものであることはいうまでもない。この一節は、19世紀初頭から明治維新の到来までの日本人の精神や思想の推移を、滝沢馬琴や柳亭種彦の文学作品によって、そして明治維新になってからは福沢諭吉の『文明論之概略』によって説明し、福沢については、幕藩体制下にすでに芽生えつつあった大衆的不満が蓄積され、それが日本における最近の革命の主要な原因である点を力説している。後に袂を分ったとはいえ、馬場にとって直接の恩師であった福沢の役割を否定するような訳者たちの行動は、一体何に起因するのであろうか。師福沢諭吉の明治の変革における役割を強調する一節を削除するが如き所業を、著者にして校閲者たる馬場が黙認するのであろうか。執拗にわたるかもしれないが、筆者はこの点にかんして未だ究明すべき何かがあるように思われる。そこで先ずは、原著者馬場のこの邦訳書に寄せた「序」を読むことにしよう。

指ヲ屈スレハ余ガ英国ニアッテ本書ヲ著ハンタルハ今ヨリ九年前ニシテ、当時欧州諸国ハ勿論我国ニ於テモ条約改正ノ事ヲ論スル者ハ実ニ晨星ノ落々奮ナラサリキ。余豈心中私カニ憂憤ノ情ナキヲ得ンヤ。乃チ不肖ヲ顧ミルニ違アラス敢テ本書ヲ著ハンテ以テ聊カ条約改正ノ是非如何ヲ欧州ノ輿論ニ訴ヘタリ。……

其後我国ニ於テモ条約改正ノ議論漸ク起リ、今日ニ至ッテハ苟モ舌ヲ動かシ筆ヲ執ル者ニシ

注 (19) Ibid., The Treaty between Japan and England, p.5.

テ此一事ヲ論議セサル者無キノ盛域ニ及ヘリ。……

然レトモ本書ハ元ト欧州人ノ為メニ著シタルモノナレハ我邦人ノ思想を以テ之レヲ読ム時ハ或ハ奇異ノ感ナキ能ハサル所蓋シ少ナカラサルヘシ、故ニ此書ヲ読ム人ハ宜シク先ツ此意ヲ心ニ諒シ読過ノ間少シク斟酌スル所アルヘキナリ。頃日友人山本氏等本書ヲ反訳シテ以テ更ラニ世ニ公ニセントス。依ッテ略ホ本書ヲ著ハンタルノ来由ヲ記シ、且ツ私カニ望ム所ノモノハ民間ノ志士ニシテ向後条約改正ノ事ヲ論ズル者ハ宜シク本書ヲ以テ欧州ノ輿論ヲ喚起スルノ参考トナサン事ヲ、訳書ノ深意蓋シ亦此ニ存スル乎、之ヲ序ト為ス。馬場辰猪識⁽²⁰⁾

以上のような文章にみる限り、著者が、「友人山本氏等本書ヲ反訳」することを期待するものであって、適当に抄訳を敢てすることを予期するとは到底考えられない。ところが、訳者のひとり山本忠禮の緒言を読むに至って、ややその間の事情が理解されるに至った。

なお『明治文化全集』の本訳文によせる今中次磨の解題によれば、馬場辰猪の『条約改正論』の邦訳は、福沢諭吉の主宰する『民間雑誌』の前身、『家庭叢談』で始められたが、『民間雑誌』では、第88号(明治10年9月23日)から第93号(同年10月28日)まで税権論として掲載された。(因みに『民間雑誌』は、明治11年3月1日以降日刊となった。と記されている⁽²¹⁾)。しかしまとめて邦訳全体が世に現われたのは、憲法発布の記念すべき年、明治22年の1年後のことであって、この時は馬場辰猪は、民権運動の没落後、アメリカ合衆国に亡命し、明治19年11月、フィラデルフィアで客死しているから、本訳書を見る機会に恵まれなかった。これについて訳者山本忠禮は、緒言においてつぎのように書いている。

緒言

- 一 馬場辰猪君ハ嘗テ博学多識ヲ以テ其名天下ニ噴々タリシト雖トモ、惜イ哉壯年病ヲ以テ米国万里ノ異郷ニ没シ、空シク内外人ヲシテ慕慕追悼ノ情ニ堪ヘサラシム。然リト雖トモ馬場君ノ著述ニシテ世ニ伝フルナキハ実ニ遺憾ノ甚シキ者ナラズヤ。
- 一 本書ハ君ガ遊欧中著述ノ一ニシテ、日英両国間ノ条約ニ特例ノアルアリテ、其民福国利ヲ均シウセサル事ヲ痛痒切論シ条約改正セサルヘカラサル理由ヲ論述セシ書ニシテ、紀元千八百七十六年英国ロンドン府「ツルナー」会社ノ出版ニ係ル。君ガ肺肝ヲ吐露シタル有名ノ条約改正論ナルガ、嘗テ欧州ニ於テ此書ノ廣ク行ハレタルノミナラス、夙ニ我カ国ヘモ輸入シ当時大ニ喝采ヲ博シタルモノナルモ、英文ナルヲ以テ殆ク行ハレス較モスレハ世人ノ此著述アル事ヲ知ラサルモノ往々之レアルハ亦タ歎スヘキナリ。
- 一 於^{ここにおいてか}是乎曩年余偶々東京ニ在リシヲ以テ馬場君ニ謀リ、友人ト共議シ之ヲ翻訳シ、既ニ馬場君

注(20) 前掲、『明治文化全集』、330頁。

(21) 前掲、『明治文化全集』、26頁。萩原延壽氏も「馬場の『日米条約論』の邦訳が出版されたのが、馬場の没後である明治二十三年であったという事実が象徴しているように(この邦訳は、現在、『条約改正論』として『明治文化全集』外交篇に収録されている)」と記しているのみで、訳文の問題についてはふれていない。

福沢諭吉と条約改正運動（その一）

ノ校閲ヲ経テ世ニ公ニスル筈ナリシモ当時事故アッテ其事ヲ果スヲ得ス、遷延今日ニ至リシカ、今ヤ本書ノ出版今日ノ機会ヲ失フヘキ者ニアラスト信ス。余力今回本書ヲ出版シ世ニ公ケニスル者ハ、畢竟今日ノ機会之ヲ公ケニセサル可ラサルノ理由アルト、一ハ以テ馬場氏ノ国家ニ精忠ナル記念ノ為メニセントスルニ在リ。⁽²²⁾ 山本忠禮識

「馬場君ノ校閲ヲ経テ世ニ公ニスル筈ナリシモ当時事故アッテ其事ヲ果スヲ得ス」という一節は、微妙な表現ではなからうか。この邦訳自体はすでにのべたように、明治10年から試みられているので、馬場がこれを見たことは充分考えられる。どのような理由かは明らかでないにしても、原著者や読者に一言も断ることなしに、一頁近くも重要な個所を脱落させ、しかもこのほかに、意識というには余りにも杜撰な訳文で埋められているに至っては、訳者はもちろんのこと、解題者今中次磨の責任をも問わなければならない。すなわち、解題者がこの訳文そのものには何もふれていないことからすれば、彼は、その原文（英文）を熟読吟味したとは到底云い難い。

これについてひとつ思い当ることは、この訳書が刊行された明治23年は、辰猪がこの英文による論文を執筆したと考えられる明治10年代とは異なり、日本の国家体制が絶対主義的色彩を強く帯び、福沢諭吉の初期の著作、『西洋事情』、『学問のすゝめ』および『文明論之概略』などは敬遠され、かつてのベスト・セラーの著者福沢は、「読まれざる福沢」となっていた。それどころか、彼の思想は危険視され、反国家的な信条の持主として、儒教主義や国家主義の陣営からのげげしい攻撃にさらされたときえいわれる。敢えて想像を逞しうすれば、そのような政治社会状況に敏感に反応して、明治維新における福沢の思想的役割を無視することの必要性が、訳者の心裡のどこかに伏在したのではなからうか。いずれにしてもわが国外交史上きわめて重要且つ貴重なこの文書が、きわめて杜撰な非良心的なあつかいをうけ、しかもそのまま放置されているとすれば、非常に遺憾な事態だといわなければならない。近い機会に筆者はこれを全面的に訳し直そうと考える。少しく迂路に深入りすぎたように思う。本論に戻ろう。

(3)

馬場辰猪の英文『条約改正論』が、明治11年の段階で書かれたとすれば、彼の思想は当時の自由民権運動の波濤の昂まりを予想させるほどのものであり、その主要な論点は、1854年、当時の政府、すなわち幕府と英国代表エルギン卿との間で締結された日英条約の第5条および第7条の規定にかかっていた。

第5条 日本人にたいし何らかの犯罪をおかすイギリス人は、領事もしくは大英帝国の法律によって然るべき資格があるとされる役職者が裁判を行い、所罰するものとする。

注(22) 前掲書、331頁。

また第7条では

もしイギリス人が、詐欺の手段によって日本人を騙し逃亡し、もしくは彼によって日本人に加えられた負債を返還できない場合においては、イギリス官憲は、このイギリス人を裁判所に伴い且つ負債の返還をなせしめるよう最大限の努力をすること。⁽²³⁾

馬場は、この条約の現実が、独立国としての日本の面目を著しく傷つけるものであり、何よりも、イギリス人が、日本を植民地なみに扱うことを黙認し、日本におけるイギリス人の暴慢な行状を宥し、その結果として日本を「半独立国」としての状態におとし入れるものであるという。

この譲歩は、この条約が行われるどのような国民にたいしても非常に重大な損害になるであろうし、それは同じ程度にこの領土内に住むあらゆる人々について、唯一の裁判権をもつという不可欠の権利を奪うものである。日本政府が、ヨーロッパ人にたいして何らの権力をもたず、しかも彼らが何をしてもよいというのであれば、わが国に来るヨーロッパ人は、日本国を一種の半独立国 (a sort of *quasi-independent nation*) とみなすであろうし、適正に犯罪者を処罰することがその関心事であり義務であるところの政府を畏れない以上、平気でわが国の法律を破るであろう。⁽²⁴⁾

国辱にも等しいイギリス人の犯罪の例として辰猪は、云うも不名誉ながら、一英国人が13歳の少女を凌辱し、それにもかかわらず、領事裁判において6ヶ月の禁固に処せられたにすぎなかったことをあげ、不平等条約が齎す日本人民にたいする侮辱と、その結果として醸し出される日英関係の悪化を憂え、縷々としてこの条約の廃棄を訴えてやまない。とりわけ、在日英字新聞、“The Japan Gazette”のこの暴行を弁護するかの如き傲慢な態度を批判し、つぎのように指摘している。論理も明快であるが、その華麗な英文に秘められた若々しい情熱と民族の将来に想いを凝らすナショナルな感情は読者の胸を打つ。拙劣な邦訳ではその精神を伝えることはできない。

しかしながら、世界のもっとも民主的な二つの国の市民が遭遇しなければならぬおそらく非常におそるべき負担は、イギリス人の外交および領事の業務に従う人々がもっている一般的に高圧的な態度である。それこそ、何よりもまして市民と領事館員との間により一層の不和の種を播くように思われる。⁽²⁵⁾

馬場の筆致は次第に論理の展開とともに感情の昂まりをみせ、果ては冷静ななかにもはげしい怒りに変っていく。

すべてのことが、英国の法律により、領事裁判所で処理される以上、この裁判所に訴え出なければならぬ日本人は、誰も英国の法律を理解しなければならない。日本人はほとんど誰も英国法の研究などに関心をもっていないが、彼らは英国人でさえそれを理解するのが非常にむず

注 (23) Tatsui Baba, *Ibid.*, pp. 6~7.

(24) *Ibid.*, p. 7

(25) *Ibid.*, p. 8

かしいそれほど多くの専門用語（technicalities）や不確実なことをそれがもっているということをよく知っている。

彼はベンサム（Jeremy Bentham）の言葉を引用し、つぎのようにのべている。

それは（法律学のこと……引用者）、大抵の抽象的な諸科学のように、特権的な少数の人々に限定された深遠な研究であるため、それを細分化することが必要であった。というのは、法律家といえども、到底その全部を理解しようなどということは、企て及ぶところではないからである。古代にたいするあまりにも迷信的な尊信というものこそ、まさにこのようなものであった！⁽²⁶⁾

このような偽善的な領事裁判が、日本人民の心理にどのような影響を及ぼすか、日英両国民間の信頼関係の欠如と、さらに法律的な知識や手続の認識がなく、英国商人の恣意に翻弄されるままの日本商人は深刻な危険に曝されることはいうまでもない。所をかえて、もし英国人が日本の法律を知らず、しかもわが国の法律に従わなければならない、わが法廷に救済を訴え出なければならぬとしたらどうなるか？ 日本人にとって有利であることが、必ずや英国人にとって不利となることは必定であろう。このように説得的に述べた上で、馬場は、つぎのように主張する。

一方にとって都合のよいことが、他方にとってそうではない、すなわちわれわれ日本人にとって有利であることが、彼ら英国人にとって不利でありうる。英国人がこの不利益を認める以上、私は依然としてつぎのように主張する。英国人は、わが日本の国土に足を踏み入れるや否や、わが国の法律に従うのが当然だということである。その理由は、わが国に來たり且つわが日本帝国の国土のなかに移り住む者が英国人であり、また日本の人民にたいして犯罪を犯した罪人が、何故に日本の法廷で裁判をうけ、日本の法律によって処罰されてはならないのか、その理由はわからないということである。要するに私は、つぎのように主張するものである。すなわち、刑事事件にしる民事事件にせよ、その国土内に住むあらゆる人々にたいして単一の裁判権（sole jurisdiction）をもつことは、独立国民の争う可からざる権利であるということである。⁽²⁷⁾

民族独立の気力、新興民族の意気に燃える知的リーダーとして氣迫と誇りに溢れた若々しい文章というべきであろう。言々句々、まことに肺腑を衝く文章ではなからうか。

以上、その論の前半部分を読むことを通じて、馬場の「条約改正論」の趣旨に触れようと努力したが、さらにこれを深めるためには、同時代としての田口卯吉、島田三郎、小野梓、井上哲次郎らの「条約改正論」について論じ、これらと比較論評し、その上で師匠、福沢論吉とのこの問題についての関係を明らかにしたいと考える（未完）。 —1986. 8. 20—

（経済学部教授）

注（26） この文章は、'in his theory of legislation' という言葉から推察できるように、ベンサムの『道徳および立法にかんする序論』の引用と思われるが、出典についてはふれていないので、引用箇所は明らかではない。

（27） Ibid, p. 10.